

岩手県告示第109号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成28年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

(1) 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

- ア(ア) 設置をする者の名称 高田松原商業開発協同組合
- イ(イ) 設置をする者の住所 陸前高田市高田町字中宿40番地1
- ウ(ウ) 法人の代表者の氏名 伊東 孝
- イ(ア) 設置をする者の名称 陸前高田再開発株式会社
- イ(イ) 設置をする者の住所 大船渡市盛町字木町14番地5
- ウ(ウ) 法人の代表者の氏名 米谷 春夫

(2) 特定大規模集客施設の名称 (仮称) 陸前高田ショッピングセンター

(3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積

- ア 所在地 陸前高田都市計画 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業地内K C 29街区
- イ 敷地面積 31,819平方メートル

(4) 特定大規模集客施設の用途 店舗及び飲食店

(5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 7,061平方メートル

(6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 8,011平方メートル

(7) 新設予定地の用途地域 商業地域

(8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 開発行為非該当

(9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日 平成28年7月1日

(10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成29年3月31日

(11) 特定大規模集客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域

- ア 利用者の人数の見込み 1日当たり4,804人
- イ 集客予定区域 新設予定地から半径3キロメートルの圏内（主に高田町地区、気仙町地区、米崎町地区及び竹駒町地区）

2 届出年月日 平成28年1月22日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年2月2日から同年4月4日まで
- (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに大船渡市役所、一関市役所、陸前高田市役所及び住田町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成28年2月9日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出すること。